公告

独立行政法人国際協力機構契約事務取扱細則(平成15年細則(調)第8号)(以下「細則」という。)に基づき下 記のとおり公告します。

2025年10月3日

独立行政法人国際協力機構 契約担当役 理事

調達管理番号	25a00615	25a00615			
地域/国名	ウクライナ				
調達件名		ウクライナ国メンタルヘルスケア・がん治療にかかる基礎情報収集・確認調査向け機材(CTシミュレーター)			
	主要機材名	CTシミュレーター			
主要機材名・仕様概要	取引条件	仕向地渡し			
	輸出者	受注者(ただし、on behalf of JICA)			
仕様・数量等	機材仕様明細書を参	照			
競争参加資格	て有効である以下の全省庁統一資格を有すること。				
	日本国で施行されている法令に基づき登記されている法人であること。				
	契約事務取扱細則第4条に該当しないこと。				
その他、業務仕様書に記載の参加要件に該当すること。					
入札・開札日時、場所	2025年10月10日 11時00分				
	国際協力調達部契約]推進第三課			
契約担当部署 電話番号:03-5226-6609		-6609			
	メールアドレス:e_sanka@jica.go.jp				
その他	必ず当機構ホームページに掲示している「入札説明書」を参照ください。				

調達08【WEB掲載】公告入札(最低価格落札方式)機材調達

入札説明書 【電子入札システム対象案件】

2025年10月3日独立行政法人国際協力機構

独立行政法人国際協力機構の「ウクライナ国メンタルヘルスケア・がん治療にかかる基礎情報収集・確認調査向け機材 (CTシミュレーター)」の調達に係る入札公告に基づく入札等については、当機構契約事務取扱細則(平成15年細則(調)第8号。以下「細則」という。)に定めるもののほか、この入札説明書によるものとします。

【入札説明書の改定(2025年7月)】

- 4 (1) にメール送受信にかかる留意点を追記しました。
- ・5 (1) イに記載の質問に関する注意点を追記しました。
- 6 (1) イおよび7 (1) イ記載の全省庁統一資格について、2025年7月1日以降公告案件から、令和07·08·09年度のみ を認めます。
- ・13 (1) 競争に参加する資格を有しない者のした入札、(2) 入札書締切日時後に到着した入札および (4) 同一入札者による複数の入札を削除します。
- 14(2)の記載を修正しました。

1 公告日: 別紙【手続・締切日時一覧】のとおり

2 契約担当役: 理事

3 競争入札に付する事項

- ・件名 : ウクライナ国メンタルヘルスケア・がん治療にかかる基礎情報収集・確認調査向け機材 (CTシミュレーター)
- 主要調達機材名及び仕様(詳細は機材仕様明細書を参照):

CTシミュレーター

- (1) 取引条件: 仕向地渡し
- (2) 輸出者: 受注者 (ただし、on behalf of JICA)
- (3) 出発地: 当該製品の製造場所等(Ex Works想定、受注者の手配による)
- (4) 仕向地: Bogomolets National Medical University
- (5) 納入期限: 2026/1/30
- (6) 業務完了期限: 2026/3/13

履行期間: 2026/3/31

4 手続全般にかかる事項

(1) 担当部署

郵便番号102-8012

東京都千代田区二番町5番地25 二番町センタービル

独立行政法人国際協力機構

国際協力調達部契約推進第三課 (機材担当)

TEL: 03-5226-6609

メール:e_sanka@jica.go.jp

- ※当機構からのメールを受信できるよう、当機構のドメイン(jica.go.jp) またはメールアドレスを受信できるように設定してください。
- ※メールを送付後、受信完了の連絡が無い場合は上記電話番号までお問合せください。
- ※当機構のメールシステムのセキュリティ設定上、zip形式のファイルが添付されたメールは受信不可となりますので、他の形式でお送りください。これにより難い場合は、上記の連絡先までお問い合わせください。
- (2) 書類の提出、授受方法

電子入札システム上で行います。

【電子入札システムポータルサイト】

https://www.jica.go.jp/announce/notice/ebidding.html

(3) 電子入札システム上の案件分類について

電子入札システム上、**本案件は「工事、コンサル」に分類されております**。

お間違えのないようご注意ください。

操作手順の詳細は、以下URLから電子入札システム ポータルサイトへアクセスし4つ目の項目「マニュアルなど」から「(新)物品の調達・役務の提供、機材調達等契約 操作マニュアル」のリンク先マニュアル6ページを参照ください。

https://www.jica.go.jp/about/anr

*JICA電子入札システムでの入札を行うためには、以下の準備及び期間が必要となりますので、初めての方はお早めにご準備ください。

①認証局発行のICカード及びカードリーダーの準備

詳細は上記ポータルサイトに掲載の操作マニュアル「操作マニュアル(設定〜利用者登録)」をご参照ください。認証局によりますが、ICカードの発効には2〜4週間かかります。

②団体情報の登録及び「業者番号」の入手

電子入札システムでの利用者登録に「業者番号」が必要です。業者番号発行にはJICAの団体情報登録が必要であり、登録がない場合はあらかじめ団体登録手続きが必要となります。なお、同登録には、 7~10営業日かかります。

【団体情報登録】https://www.jica.go.jp/about/announce/notice/organization/index.html

(4) 書類等の押印省略

機密保持誓約書、共同企業体結成届、委任状及び入札書等の提出書類については、 全て代表者印等の押印を原則とします。ただし、押印が困難な場合は、各書類送付時のメール本文に、 社内責任者の役職・氏名とともに、押印が困難な旨を記載し、社内責任者より(もしくは社内責任者に cc を入れて)メールを送信いただくことで押印に代えることができます。

5 本件入札に関する質問

(1) 2025年9月12日公告の「ウクライナ国メンタルヘルスケア・がん治療にかかる基礎情報収集・確認調査向け機材 (25a00196)」にて質問回答を実施済みであり、今回仕様等の変更がないため、質問回答は実施しません。

6 競争参加資格

(1) 消極的資格制限

以下のいずれかに該当する者は、当機構の契約事務取扱細則(平成15年細則(調)第8号)第4条に基づき、 競争参加資格を認めません。

- 1) 契約を締結する能力を有しない者又は破産者で復権を得ない者 具体的には、会社更生法(平成14年法律第154号)または民事再生法(平成11年法律第225号)の 適用の申立てを行い、更生計画または再生計画が発効していない法人を言います。
- 2) 当機構から「独立行政法人国際協力機構が行う契約における不正行為等に対する措置規程」 (平成20年規程(調)第42号) に基づく契約競争参加資格停止措置を受けている者 具体的には、以下のとおり取扱います。
- ア. 競争参加資格確認申請書の提出期限日において上記規程に基づく資格停止期間中の場合、本入札には 参加できません。
- イ. 資格停止期間前に本入札への競争参加資格確認審査に合格した場合でも、入札執行時点において資格停止期間 となる場合は、本入札には参加できません。
- ウ. 資格停止期間前に落札している場合は、当該落札者との契約手続きを進めます。
- 3) 独立行政法人国際協力機構反社会的勢力への対応に関する規程(平成24年規程(総)第25号)第2条第1項 の各号に掲げる者

具体的には、反社会的勢力、暴力団、暴力団員、暴力団員等、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、 社会運動等標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団等を指します。

- 4) 次の各号の一に該当すると認められる者であって、その事実があった後2年を経過しない者
- ア. 契約の履行にあたり故意に工事若しくは製造を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為を した者
- イ 公正な競争の執行を妨げた者又は公正な価格を害し若しくは不正な利益を得るために連合した者
- ウ. 落札者が契約を結ぶこと又は契約者が契約を履行することを妨げた者
- エ. 監督又は検査の実施にあたり職員の職務の執行を妨げた者
- オ. 正当な理由がなくして契約を履行しなかった者
- カ. 前各号の一に該当する事実があった後2年を経過しない者を、契約の履行にあたり、代理人、支配人その他の 使用人として使用した者

- (2) 積極的資格制限
 - 当機構の契約事務取扱細則第5条に基づき、以下の資格要件を追加して定めます。
- 公告日において、令和07.08.09年度全省庁統一資格にて「物品の製造」又は 1)
 - 「物品の販売」の格付けを有する者(等級は問わない)
- 日本国登記法人 日本国で施行されている法令に基づき登記されている法人であること 2)
- 輸出実績を有する者 3)
- 4) 資本関係又は人的関係

競争に参加しようとする者の間に以下の基準のいずれかに該当する関係がないこと(基準に該当する者の すべてが、共同企業体の代表者以外の構成員である場合を除く。)。

- a) 資本関係
 - 以下のいずれかに該当する二者の場合。
- ① 子会社等(会社法(平成17年法律第86号)第2条第3号の2に規定する子会社をいう。②において同じ。) と親会社等(同条第4号の2に規定する親会社等をいう。②において同じ)の関係にある場合
- ② 親会社等を同じくする子会社等同士の関係にある場合
- b) 人的関係

以下のいずれかに該当する二者の場合。ただし①については、会社等(会社法施行規則(平成18年法務省令 第12号)第2条第3項第2号に規定する会社等をいう。以下同じ。)の一方が民事再生法(平成11年法律 第225号)第2条第4号に規定する再生手続きが存続中の会社等又は更生会社(会社更生法(平成14年 法律第154号)第2条第7項に規定する更生会社をいう。)である場合を除く。

- ① 一方の会社等の役員(会社法施行規則第2条第3項第3号に規定する役員のうち、次に掲げる者をいう。 以下同じ。)が、他方の会社等の役員を現に兼ねている場合
- 株式会社の取締役。ただし、次に掲げる者を除く。 会社法第2条第11号の2に規定する監査等委員会設置会社における監査等委員である取締役
 - 会社法第2条第12号に規定する指名委員会等設置会社における取締役
 - 会社法第2条第15号に規定する社外取締役
 - 会社法第348条第1項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を遂行しないことと されている取締役
- 会社法第402条に規定する指名委員会等設置会社の執行役 іi
- 会社法第575条第1項に規定する持分会社(合名会社、合資会社又は合同会社をいう。)の社員 iii. (同法第590条第1項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を遂行しないことと されている社員を除く。)
- 組合の理事 i۷.
- その他業務を遂行する者であって、iからivまでに掲げる者に準ずる者
- ② 一方の会社等の役員が、他方の会社等の民事再生法第64条第2項又は会社更生法第67条第1項の規定に より選任された管財人(以下単に「管財人」という。)を現に兼ねている場合
- ③ 一方の会社等の管財人が、他方の会社等の管財人を現に兼ねている場合
- c) その他入札の適正さが阻害されると認められる場合 組合(共同企業体を含む。)とその構成員が同一の入札に参加している場合その他上記a)又はb)と 同視しうる資本関係又は人的関係があると認められる場合。
- ※ 留意事項:技術提案書を提出しようとする者の間で競争参加意思等の確認・相談を行うことは原則として 認めていませんが、上記の資本関係又は人的関係に基づく競争参加制限を回避する目的で当事者間で連絡 を取ることは、これに抵触するものではありません。

7 競争参加資格確認の申請

- (1) 本競争の参加希望者は、下記ウ.提出方法のとおり電子メールより全省庁統一資格審査結果通知書(写)及び 資本関係又は人的関係に関する申告書をPDFで添付して提出してください。 なお、下記の締切日時までに必要書類を提出しない者及び競争参加資格がないと通知された者は、競争に 参加することができません。
- ア. 競争参加資格申請書受付期間 : 別紙【手続・締切日時一覧】のとおり
- イ. 提出書類:
 - 〇令和07·08·09年度審査結果通知書(全省庁統一資格) 写し
- ○資本関係又は人的関係に関する申告書(該当なしの場合も提出します)ウ. 提出方法:以下の様式をJICAホームページよりダウンロードして、メールでのご提出をお願いいたします。 様式 一般競争入札 (海外向け機材) 「資本的関係又は人的関係に関する申告書」

https://www.jica.go.jp/about/announce/manual/form/oversea/op_tend.html

送付先: e_sanka@jica.go.jp

メールタイトル: 【提出】調達管理番号20axxxxx_社名●●_競争参加申請書

- (2) 確認の結果、資格有と判断される場合は結果を通知しません。資格無しと判断される場合のみ結果を ご連絡します。
- (3) その他
- ア. 発注者は、提出された申請書を、本件の競争参加資格の確認以外に申請者に無断で使用することはありません。
- イ. 申請書に関する問い合わせ先は、上記4.を参照ください。

8 競争参加資格がないと通知された者に対する理由の説明

(1) 当機構より競争参加資格がないと通知を受けた者は、その理由について、通知した日の翌日から起算して 7営業日以内に、その理由について説明を求めることができます。ご要望があれば「4.担当部署等」まで ご連絡ください。

9 辞退書の提出

- (1) 競争参加資格の確認を申請した者が競争参加を辞退するときは、電子入札システム「辞退書_提出」ボタンから辞退届を提出することとなっています。
 - 辞退書提出期限:入札書受付締切予定日時まで
- (2) (1)の手続きにより競争参加を辞退した者は、これを理由として以後の資格の確認等について不利益な 取扱いを受けるものではありません。
- (3) その他
- ア. 提出期限以降における辞退書の取り消しは認めません。
- イ. 辞退書に関する問い合わせ先は、上記4.参照。

10 入札執行(入札)の日時

本入札において、再入札の可能性もあるため、入札者は開札予定日時に電子入札システムを操作できる場所で 待機願います。再入札については、発注者から再入札実施日時を通知しますので、指定時間中に再入札書を電子入札 で提出願います。

また、時間内に再入札もしくは辞退の意思表示がなされない場合には失格となります。

- (1)入札書受付期間および開札日時: 別紙【手続・締切日時一覧】のとおり
- (2)再入札の場合は、発注者からの連絡及び電子入札システムにより再入札の指示以降、上記同様に 再入札書受付開始/締切及び開札予定日時を電子入札システムで確認した上で再入札書を提出して下さい。

11 入札者の失格

入札書受付締切予定日時までに入札書を提出しなかった場合(再入札時の場合も含む)には入札者を失格とします(受注者側のPCのトラブルによる場合も含む)。

その他入札執行者の指示に従わなかったときも失格とします。

1 2 入札方法等

- (1) 電子入札システムで入札を行います。
- (2) 以下の費用を含んだ総価(円)をもって入札金額とします。ただし、輸入通関は相手国政府の責任と費用負担で行います。
- ア. 機材仕様明細書に示される全品目に対する機材代金
- イ. 梱包条件書に基づく輸出梱包にかかる費用
- ウ. 輸送条件書に基づく輸送にかかる費用
 - ※輸送費には貨物海上保険料を含みます。また、保険付保規制国においても、日本国政府と相手国政府間との取り決めに基づき、「付保規制」の対象外になりますので、本邦保険会社による保険付保が可能です。 手続きの際に、必要に応じ様式集の「貨物海上保険に係る通知」を本邦保険会社に提出してください。
- エ. 技師派遣条件書に基づく派遣にかかる費用
- (3) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額をもって落札価格とします。
- (4) 本件は、輸出申告の名義を落札者とする輸出取引であり、契約金額に消費税はかかりません。
- (5) 一旦提出した入札書は、引換、変更又は取消すことができません。
- (6) 海外向け機材調達にかかる各種手続きは、「JICA海外向け機材調達の手引き(高額機材)」に記載しています。 本入札で使用する所定の入札書式及び一般的な配慮事項等が含まれていますので、入札に参加する方は予め 内容をご確認のうえ入札してください。同手引は次のURLからダウンロードできます。
- https://www.jica.go.jp/about/announce/manual/form/oversea/n files/1201049 016.pdf (7) 入札保証金は免除します。

13 入札の無効

- (1) 明らかに連合によると認められる入札
- (2) 同一入札者による複数の入札
- (3) その他入札に関する条件に違反した入札
- (4) 条件が付されている入札

14 落札者の決定方法

- (1) 発注者の予定価格の範囲内で最低の価格をもって入札した者を落札者とします。
- (2) 落札となるべき同価の入札をした者が2者以上あるときは、電子入札システムの抽選機能により落札者を決定します。その際に必要となる「くじ入力番号」(3桁の半角数字)を必ず入力してください。

15 入札手順等開札までに行うべきこと

- (1) 入札の手順
- 1) 開札までに行うべきこと 入札者は電子入札システムにより入札書締切日時までに入札金額を入力・提出します。
- 2) 開札
 - 入札執行者は、開札時刻に電子入札システムにより開札し、入札結果をシステム上で入札者に開示します。
- 3) 再入札及び不落随意契約交渉
 - ア. 開札後、再入札が発生した際には入札者は電子入札システムにより再入札通知書に記載の入札書受付/締切日時、開札日時及び入札最低金額に従って、再入札書を提出します。入札者は開札日時以降、入札結果を確認できるようPCの前で待機するようにお願いします。
 - イ. 開札の結果、すべての入札金額が予定価格を超える場合には、ただちに2回目の再入札を行います。 再入札を2回行っても落札者がないときは、入札を打ち切り、入札金額の最も低いものから、順次 不落随意契約の交渉を行う場合があります。 なお、1回目もしくは2回目の再入札が応札者全員の辞退による不調に終わった場合には、その前の入札 における入札金額の最も低いものから、順次不落随意契約の交渉を行うことがあります。 また、上記経緯による不落随意契約の交渉が不調であった場合には、再入札を辞退した者との間でも 不落随意契約交渉を行う場合があります。
- (2) 入札途中での辞退
 - 「不調」の結果に伴い、再入札を辞退する場合は、「辞退」表示を選択して辞退届を提出して下さい。
- (3) 落札者と宣言された者の失格 落札者と宣言された者について、入札金額が著しく低い等、当該応札者と契約を締結することが公正な取引 の秩序を乱すこととなるおそれがあって著しく不適当であると認められる場合には当該落札者を失格とし、 改めて落札者を決定する場合があります。

16 契約金額内訳、機材仕様明細書の提出、契約書作成及び締結

- (1) 落札者は、入札会後、同日中に契約金額内訳、機材仕様明細書を提出してください。
- (2) 当機構における内訳明細書の確認及び内部手続きの完了後、契約相手と決定された者は電子契約書による契約に同意するものとみなし、当機構が契約書(案)を雛型に基づき作成し、電子署名により締結します。(契約書の日付は、内訳明細書の確認及び当機構の内部決裁が完了後に当機構が指定します。)なお、書面による契約を希望する場合は、落札後発注者へご照会ください。電子契約書の導入については次のURLをご参照ください。
 - https://www.jica.go.jp/about/announce/information/common/2023/1515885_47198.html
- (3) 契約書(案)の雛型は、当機構ホームページの次のURLに掲載する雛型のとおりです。 https://www.jica.go.jp/announce/manual/form/oversea/op_tend.html
- Titchs://www.jrca.go.jp/announce/mandar/rorm/oversea/op_tend.ficinf
 ア. 電子契約書を利用して契約締結する場合
 - 本契約の証として、本書を電磁的に作成し、発注者、受注者それぞれ合意を証する電磁的措置を執ったうえ、 双方保管するものとする。なお、本契約は、以下の日付より効力を生じるものとする。
- イ. 従来の紙で作成された契約書にて契約締結する場合 本契約の証として、本書2通を作成し、発注者、受注者記名押印のうえ、各自1通を保持する。
- (4) 雛型名称:船積渡し
- (5) 契約保証金は免除します。

17 契約締結後の提出書類等

- (1) 受注者は契約締結後、保険申込み及び保険料の支払いを行いますが、被保険者は当機構になります。
- (2) 受注者は、危険品及び温度管理品について、納品30日前までにその有無を所定の様式により当機構に提出するものとします。
- (3) 受注者は、検疫、梱包材の燻蒸証明取り付け、原産地証明、領事査証等、その他各種許可承認の手続きが必要な場合、受注者の責任において行ってください。
- (4) 受注者は、輸送書類を契約書に定める期限までに作成し、当機構に提出するものとします。提出が遅延したことにより発生する費用(倉庫料等)に関しては、受注者負担とします。
- (5) 薬品を調達する場合は、受注者は、納品予定日の7営業日前までに、その有効期限を所定の様式により当機構に提出するものとします。
- (6) 危険品があるときは、受注者は納品30日前までに、安全データシートを当機構に提出するものとします。

18 安全保障輸出管理

- (1) 受注者は、その責任において適切な輸出手続きと輸送を行うものとし、全品目について、外国為替及び 外国貿易法(昭和24年法律第228号)、輸出貿易管理令(昭和24年政令第378号)、その他の輸出関連法規及び 米国輸出規則(以下、まとめて「輸出規制法規」という。)による輸出規制該当品の有無を確認し、 納品30日前までにその結果を所定の様式により当機構に提出するものとします。
- (2) 受注者は、輸出規制法規による該非の判定に必要な資料(項目別対比表、パラメーターシート、米国輸出規則の輸出規制品目分類番号(ECCN)等)を、納品30日前までに当機構に提出するものとします。

- (3) 輸出規制法規による輸出許可・承認の取り付けが必要な場合は、受注者が輸出許可・承認を申請するものとします。当機構は、当該物品の許可・承認に必要な情報のうち当機構が保有する情報を受注者に提供します。
- (4) 当該物品の許可・承認の取得が不可能であると判断される場合には、当該物品及び同物品の使用に不可欠な 附属物品の発注を取り止め、当該物品の契約を解除します。

19 留意事項

- (1) 応募者は、「JICA海外向け機材調達の手引き(高額機材)」、機材調達契約約款、契約書案、機材仕様明細書 他附属書類を十分理解してから参加するものとします。
- (2) 委任状等に虚偽の記載をした場合においては、措置規程に基づき措置を行うことがあります。
- (3) 落札者が独占禁止法あるいは刑法に定める談合等不正行為を犯し、行政処分または刑が確定したときは、 落札者は談合等不正行為にかかる違約金として契約金額の100分の10を当機構へ支払うものとします。 また、この場合当機構は当該落札者とは契約を締結しません。もし契約締結後にかかる状況になった場合は、 当機構は、契約書に基づき、同上の違約金を徴取するとともに、該当契約を解除します。
- (4) 正当な理由なくして次の各状況に該当する場合は、次回以降の入札参加をお断りする場合があります。
- ア. 全品目の梱包才数、危険品及び温度管理品の有無、輸出規制法規による規制該当品の有無について所定の期日までに提出がない場合
- イ. 危険品及び温度管理品の有無、輸出規制法規による規制該当品の有無、薬品の有効期限の判定に誤りが あった場合
- ウ. 全品目の梱包才数にその後の確定時と比べ大きな誤差があった場合
- エ. その他関連業務が粗雑あるいは不誠実と認められる場合

20 情報の公表について

「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」(平成22年12月7日閣議決定)において、独立行政法人の 役職員経験者の契約相手方への再就職の情報や当該法人との間の取引等の情報を公表することとされたことに伴い、 JICAでも同情報の公表を行っています。

つきましては、当機構においてもこれに基づき関連情報を当機構ホームページで公表することとしますので、必要な情報の当方への提供及び情報の公表に同意の上で、競争に参加していただくようご理解とご協力をお願いいたします。なお、契約の締結をもって、本件公表に同意されたものとみなさせていただきます。

(1)公表の対象となる契約

財産の買入れの場合、300万円を超える契約

(2)公表の対象となる契約相手方

次のいずれにも該当する契約相手方

- ア. 当該契約の締結日において、当機構の役員経験者が再就職していること又は当機構の課長相当職以上 経験者が役員等として再就職していること
 - (注)役員等とは、役員のほか、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、経営 や業務運営について、助言することなどにより影響力を与え得ると認められる者を含む。
 - 当機構との間の取引高が、総売上又は事業収入の3分の1以上を占めていること
- (3)公表する情報

契約ごとに、物品役務の名称及び数量、契約締結日、契約相手方の氏名・住所、契約金額等と併せ、 次に掲げる情報を公表します。

- ア. 当機構の役員経験者又は当該契約相手方の役員等として再就職している当機構課長相当職以上経験者の 氏名、契約相手方での現在の職名及び当機構における最終職名
- イ. 契約相手方の直近3ヵ年の財務諸表における当機構との間の取引高
- ウ. 契約相手方の総売上高又は事業収入に占める当機構との間の取引割合が、次の区分のいずれかに 該当する旨
 - ・3分の1以上2分の1未満
 - ・2分の1以上3分の2未満
 - ・3分の2以上
- エ. 一者応札又は応募である場合はその旨
- (4) 当機構の役職員経験者の有無の確認日: 当該契約の締結日とします。
- (5)情報提供の方法

契約締結時に所定の様式を提出していただきますので、ご協力をお願いします。 詳細は、次のページをご参照ください。

https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/corporate.html

以上

様式集

<参考様式>

【入札手続に関する様式】

- □質問様式
- □資本的関係又は人的関係に関する申告書
- □共同企業体結成届
- □貨物海上保険にかかる通知

【契約締結に関する様式】
□最終見積書
□内訳明細書 (機材仕様明細書)
□契約書 船積渡し/仕向地渡し
□機材調達契約約款
□梱包条件書
□輸送条件書 船積渡し/仕向地渡し
□技師派遣条件書
【契約締結後の提出書類】
【契約締結後の提出書類】 □支払先口座届出書
==
□支払先口座届出書
□支払先口座届出書 □輸出貿易管理令等調書
□支払先口座届出書 □輸出貿易管理令等調書 □外国製品に関する調書
□支払先口座届出書 □輸出貿易管理令等調書 □外国製品に関する調書 □危険品・温度管理品の確認について
□支払先口座届出書 □輸出貿易管理令等調書 □外国製品に関する調書 □危険品・温度管理品の確認について □仕様変更届 受注者文書

以上の様式のデータは、国際協力機構ホームページ「調達情報」→「調達ガイドライン、様式」 →「海外向け資機材の調達」「一般競争入札」よりダウンロードできます。

https://www.jica.go.jp/announce/manual/form/oversea/op_tend.html

なお、宛名に理事、件名、公告番号、公告日、入札日を記載する様式には、以下の通り記載してください。
・宛名 : 独立行政法人国際協力機構 契約担当役 理事
・件名 : ウクライナ国メンタルヘルスケア・がん治療にかかる基礎情報収集・確認調査向け機材(CTシミュレーター)
・公告番号 : 25a00615

2025/10/3 ·入札会 : 2025/10/10

【手続・締切日時一覧】

2025年10月3日独立行政法人国際協力機構

件名: ウクライナ国メンタルヘルスケア・がん治療にかかる基礎情報収集・確認調査|

1 公告日 : 2025年10月3日

• 競争参加資格申請受付開始*

・入札説明書に対する質問の提出受付開始

2 質問受付期限 : なし

3 質問に対する機構からの回答掲載 (HP) : なし

4 競争参加申請書・入札書受付開始日時 : 2025年10月6日 午前8時

5 競争参加申請書・入札書受付締切日時 : 2025年10月9日 正午

6 入札会・開札日時* : 2025年10月10日 11時

						参考銘柄	
番	号	機	材	名	性		数量
						(メーカー名等)	
	0	総則			1. 中古品は認めない。		
		General			2. 仕様欄において、「程度」と付記された数値は、その数値を		
					中心値として、±10%以内の範囲を認める。		
					3. 電源を必要とする機材の電源仕様は、単相AC230V、50Hz、		
					または三相AC400V 50Hzであること。但し、各機材の仕様欄に		
					電源仕様の記載がある場合にはそれに従うこと。		
					4. 単相の電源プラグはF型 (SE型) であること。納入する機材の		
					電源ケーブルをF型(SE型)とすることが不可の場合のみF型		
					(SE型)への変換プラグの納品を認める。		
					5. 三相電源の機材は、特別に記載がない限り、電源ケーブルの		
					先端は端子加工処理または適切な保護処理を施すこと。		
					6. 電源プラグおよび電源ケーブルの定格電圧、電流等の仕様に		
					ついては、当該国の電源仕様および当該機材の消費電力容量		
					に対応すること。		
					7. 電源を必要とする機材については、仕様書に記載の有無にか		
					かわらず、機材を正常に作動させるために必要とされる資機		
					材(電源ケーブル、変換プラグ、電圧変換器など)を、当該		
					機材に含めること。		
					8.メーカー設定の標準付属品ならびに機材を設置・正常に運用		
					するために必要な資機材(据え付け部材、電源ケーブル、ト		
					ランスなど)は、仕様欄に記載がなくとも当該機材に含める		
					こと。		
					9. 消耗品、予備品、スペアパーツ等について、仕様欄の記載の		
					有無にかかわらず、1年間機材を正常に作動させるために必要		
					と想定される内容、量、品質に相当するものをすべて含める		
					こと。		
					10. 各機材とも取扱説明書に使用者向けのメンテナンスの内容を		

					参考銘柄	
番号	機	材	名	性		数量
					(メーカー名等)	
				含むこと。取扱説明書の言語はウクライナ語が望ましいが、		
				ない場合にはロシア語とすること。ロシア語もない場合には		
				英語での納品を認める。取扱説明書は冊子または印刷物(フ		
				ァイル綴じ)と、そのPDFファイルを格納したCD-R各1部/台		
				を機材に同梱すること。構成品、付属品のうち取扱説明書が		
				あるものはすべて上記を適用する。		
				11. 受注者は、求めに応じて速やかに英文仕様書、および英文機		
				材リストを作成し、発注者に提出すること。		
				12. 受注者は、工場出荷前検査を実施すること。メーカー工場に		
				て実施する検査は、受注者が立ち会うことを基本とするが、		
				オンラインでの検査も認める。受注者は工場出荷前検査後に		
				速やかにその結果を発注者に報告すること。		
				オンラインで検査を実施する場合、やむを得ず梱包後検査と		
				なる構成機材については、梱包前にメーカー側で写真撮影し		
				たもので検査を実施することを認める。ただし、各構成機材		
				の銘板に記載された型番(品番)、シリアル番号がわかるよ		
				うに撮影し、オンライン検査時に梱包後の箱のシリアル番号		
				表記と一致していることを確認するなど、梱包前後で同一の		
				ものであることを証明できるようにしておくこと。		
				また、全構成機材の型番(品番)、シリアル番号、状態、員		
				数を記録したチェックリストを提出すること。		
				他方、各構成機材の外観や員数の確認だけでなく、起動検査		
				や負荷試験検査等の動作試験を実施し、問題がなかったこと		
				を記録した検査成績書に相当する書類を提出すること。動作		
				試験への受注者の立ち合いがオンラインでも困難である場合		
				は、立ち会いなくメーカー主体で実施することを認める。		
				13. 受注者は、納入先病院において発注者が実施する立会検査に、		

						参考銘柄	
番号	機	材	名	仕	様		数量
					()	ーカー名等)	
				現地にてまたはオンラインにて立ち会うこと。			
				14. 納入機材は、CEマーキングとISO13485の認証で	を取得している		
				こと。また、ウクライナ国で機材を使用するに	こあたり、ウクラ		
				イナ認証登録(DoC)が必要とされている場合(ま、出荷時まで おんぱん かんしゅう かんしゅう かんしゅう かんしゅう かんしゅう かんしゅう かんしゅう しゅう しんしゅう しゅうしゅう しゅう		
				に登録を完了すること。			
				15. 本件機材は、技師派遣条件書に記載の技師派達	遣を要する。		
				16. 機材のメーカーは、ウクライナ国または近隣国	国に消耗品・ス		
				ペアパーツ供給を含む、不具合発生時のアフタ	ーセールスサー		
				ビスが対応が可能な本店、支店または代理店を	有すること。		
1	CTシミュレータ	Þ —		【用途】			
	CT Simulator			がん治療における放射線治療計画の立案のため)、正確な腫瘍		
				の位置の把握と治療用放射線の照射設計のため	に使用する。		
				また医療従事者や医学生の教育にも使用する。			
				【基本機器構成】以下の構成を全て含むこと。			
				・ガントリー			
				・患者用寝台			
				・コンソール(ワークステーション)			
				・電源配分装置			
				・装置間接続ケーブル			
				・患者との通信用インターホン			
				・DICOMセット			
				・スキンマーキングツール			
				・取扱説明書(内容は総則10.に記載のとおり)			
				【技術仕様事項】以下の仕様を全て満たすこと。			
				・ガントリー			
				開口径:直径850mm以上			

						参考銘柄	
番号	機	材	名	仕	様		数量
						(メーカー名等)	
				回転方式:360°回転			
				チルト機能:±25°以上			
				有効視野 (FOV): 600mm以上			
				取り外し可能液晶タブレット若	しくは操作コンソール		
				クローンモニターを含む。			
				・治療計画用寝台			
				タイプ: フラットトップ・カー	ボンファイバー製		
				スキャン範囲: 2,000mm以上			
				最大荷重:300kg以上			
				天板水平移動速度:1-100mm/秒	以上の範囲		
				天板昇降範囲:460-885mm以上の	D範囲		
				天板位置再現性: ±0.25mm以下			
				・コンソール(ワークステーショ	ン)		
				モニター:19インチ以上、カラ	_		
				付属品:少なくともキーボード	およびマウスを含む。		
				・X線発生装置			
				X線管電圧:80-135kV以上の範	囲		
				X線管電流:600mA以上			
				X線管熱容量:7.0MHU以上			
				検出器:64列以上とし、散乱線	除去・補正技術等の画像再		
				構成技術を有すること。			
				スライス厚:0.6 mm以下			
				出力: 72kW以上			
				X線アナライザーを含む。			
				・スキャンシステム			
				ダイナミックスキャン等の時間	経過に伴う変化を撮影する		
				システムを有すること。			

								参考銘柄	
番号	7	機	材	•	名	仕	様		数量
								(メーカー名等)	
						ボリュームスキャン等の広範	囲を高精度で一度に撮影する		
						システムを有すること。			
						・ボリュームビューア			
						AI技術を採用したMIP(多断面	面再構成)、VR(Volume		
						Rendering)、MPR機能を有す	ること。		
						・低線量撮影システム			
						Bowtie Filterまたは被曝線量	量の抑制機能を含むフィルタを		
						搭載していること。			
						・画像再構成時間			
						最大50画像/秒以上			
						・DICOM対応機能			
						DICOM ストレージSCP			
						DICOM MWM			
						DICOM MPPS			
						DICOM Q/R SCP			
						DICOM Q/R SCU			
						DICOM RDSR			
						参考銘柄 SOMATOM go.Open Pro		シーメンスヘルス ケア	1
						<構成>			
						1) SOMATOM go.Open Pro, Model:	syngo CT VA40 (1台)		
						2) 307 kg Patient Table RT (1台	à)		
						3) DICOMセット: DICOM Storage,	DICOM Get Worklist,		
						DICOM RDSR, DICOM CS (1セッ	h)		
	<u> </u>							=	

梱包条件書

1 マーキング

梱包ケースの両サイドには、下記のマークをつけること。

(1)ケース・マーク (黒字)

Bogomolets National Medical University



Kyiv, Ukraine (インボイス番号)

C/No. (ケース番号/ケース数)

(2) サイド・マーク(赤字)

TECHNICAL COOPERATION BY THE GOVERNMENT OF JAPAN

(3) CAUTION/CARE MARK(TOP MARK等)

運送途中で取扱注意が必要な場合は、関連マーク(FRAGILE, HANDLE WITH CARE, THIS WAY UP, CENTER OF GRAVITY等)を見やすい位置に貼付。危険物がある場合は、安全な梱包とし、危険物である旨マークを貼付すること。温度管理品がある場合は、温度管理品である旨マークを貼付すること。

(4)注意事項

- ①輸送中での盗難防止のため、梱包ケースにはメーカー名やメーカーのマーク、MADE IN JAPANの標記等をつけないこと。
- ②梱包ケース毎にパッキングリストを作成し、パッキングリストに記載するケース番号と実際のケースに付けるケース番号・内容品は一致させること。
- ③梱包ケース内の各々の包装箱・袋には、契約書中の内訳明細書の該当するアイテム番号を付すこと。

2 梱包条件

以下を参考としつつ、受注者の責任で適切な梱包とすること。(欧州調達、 陸上輸送を想定)

ア 基本事項

- (1) 仕向地にて大型フォークリフト等がない場合を考慮し、一梱包の重量は単品 ややむを得ない場合を除きできるだけ500kgを超えないようにすること。
- (2) その上で、フォークリフトによる積卸しを想定して、梱包ケースには、滑材、すり材をつけること。
- (3) やむを得ない場合を除き各個の重量、容積を平均化し、梱包ケース内には緩衝材を入れて、中の資機材が動揺しないようにすること。また、梱包ケースには必要に応じて重心位置を示すこと。
- (4) 危険物は、国連で定められた輸送用容器(包装・梱包方法)で輸送すること。
- (5) 免税通関が完了するまで屋外の保税蔵置場に置かれることもあるため、中の 資機材が雨水で濡れないよう必要に応じ防水処理を行い、結露による錆びを 防ぐための乾燥剤の封入などの対応をすること。
- (6) 精密機械や有効期間があるもののような特別配慮を要する資機材については、メーカーと相談し、メーカーが機材の特性から本梱包条件書と異なる梱包方法を提案する場合は、それを採用すること。
- (7)付属品を含む機材は、本体と付属品を原則同じ梱包ケースに含めることとし、 開梱時に機材を容易に判別できるよう配慮すること。

イ 陸上輸送梱包

(1) 各々のアイテムの包装をダブルカートン強化段ボール箱等内陸輸送に耐えられるものにしておくこと。

以上

輸送条件書

1 業務内容

- (1) 仕向地までの輸送手配
- (2) 仕向国輸入通関時に必要な書類(領事査証、原産地証明等)、適合宣言書 (DoC)等の確認と取得手配
- (3) 出荷国における輸出規制及び米国再輸出規制にかかる該当品の有無の確認、及び、該当品がある場合の輸出許可取得手続き
- (4) 輸送書類(CMR運送状、インボイス、パッキングリスト等)の作成
- (5)輸出入通関手続き
- (6) 危険品がある場合の諸手続き
- (7)温度管理品がある場合、輸送中(通関手続き中、内陸輸送中含む)の温度 管理に留意すること。
- (8) 貨物海上保険付保(受注者の任意とする)
- (9) 経由国を通過するための諸手続き
- (10) 出荷地 (Ex Works 想定) から仕向地までの内陸輸送
- (11) 上記に付随する業務

2 輸送条件

- (1) 出発地: 当該製品の製造場所等(Ex Works 想定)(受注者の手配による)
- (2) 仕向地:

(宛名) Bogomolets National Medical University

(住所) 02000 Kyiv Vinnichenka street 9

- (3)輸送対象機材 全機材(欧州調達、陸上輸送を想定)
- (4)業務の範囲

仕向地における荷卸しまで

(5)安全かつ迅速な輸送

受注者は、仕向地に至るまで、安全かつ迅速な輸送を手配しなければならない。

陸上輸送にあたっては、受注者は精密機器であることを考慮し、原則としてエアサス車両を利用すること。

(6) 積替え条件

途中経由地での積替えは原則的に禁止する。ただし、輸送事情等やむを得ない理由で積替えする場合は、認めることとするが、貨物海上保険料等の 追加分が発生する場合については、受注者の負担とする。

(7)発注者又は荷受人の責任と費用負担で行う事項

①相手国における輸入通関手続き

発注者は受注者の輸入通関手続きを側面支援し、免税手続きが速やかに 行なえるよう必要書類を遅滞なく提出すること。

②通関に日数を要した場合の保管料

通常の通関に必要な日数にかかる保管料は受注者の負担とするが、通常以上に日数を要した場合で、かつ受注者に責がない場合の保管料は発注者 又は荷受人の負担とする。

(8) 仕向地までの陸上輸送

現地の事情を踏まえつつ、内陸輸送エージェント、輸送手段、ルート、コンテナは買い取りか借り上げかなどについて比較検討の上、安全で効率的な輸送方法を選択すること。また、第三国の通過に必要な経由国での手続きについては、原則として受注者が行い、受注者の費用負担とする。

3 貨物海上保険

受注者の任意とする。ただし、仕向地で引き渡すまで(保管中及び技師派遣があるときは技師の業務実施中、現地工事があるときは施工中を含む)に損害が発生した場合、受注者は自らの責任で保険求償等を行い、代替品納入あるいは修理を行うこと。

4 輸送書類

(1)必要書類と部数

受注者は、以下の書類が発行され次第、発注者に速やかに提出すること。

●陸上輸送の機材

提出書類名	提出部数
① 陸上輸送: CMR 運送状	正1部、写1部
② Invoice *	正1部、写1部
<pre>3 Packing List *</pre>	正1部、写1部
④ 保険証券/Marine Cargo Policy **	正2部、写1部
⑤ 海上保険料請求書/Debit Note **	正 2 部
⑥ 検量証明書	不要
⑦ 原産地証明書	必要に応じて
⑧ 領事査証	必要に応じて
⑨ 梱包材熱処理証明書等***	必要に応じて
⑩ 非木材証明書	必要に応じて

11)	輸送日程報告カード(確定)	電子データ1部
12	輸出許可通知書	正1部

- * 書式は受注者のものを使用すること。荷受人宛として受注者署名入りとすること。
- ** 原本が PDF の場合は正の提出は不要とする。
- *** 経由地で必要な場合は取り付けること。

(2) 船積書類記載事項

(Consignee)

Bogomolets National Medical University

01601, Kyiv city, T. Shevchenko boulevard, 13

Tel: +380-(0) 442-344-062

E-mail: s.zemskov@nmu.ua

Dr. Sergii Zemskov, Vice-President of Bogomolets National Medical University

(Notify Party)

- 1)Same as consignee
- 2) JICA Ukraine Office

5th floor, entrance 1, ILLINSKY Business Center, 8 Illinska St., Podil, Kyiv, 04070, Ukraine

Tel: +380-(0) 442-245-859

Email: ua_oso_rep@jica.go.jp

Mr. Sugimoto Satoshi, Mr. Yoshida Yuki

(Shipper) 受注者とする。ただし、on behalf of JICA と追記すること。

(その他)

以下の文言を記入すること。

"The above mentioned equipment is to be donated under Technical Cooperation by the Government of Japan."

以上

技師派遣条件書

1 対象機材:次のとおり。

機材番号1:CTシミュレーター

2 業務内容:

(1) 基本業務

開梱・検収、据付・調整、試運転、動作検証、操作・保守指導等。

- (2) 配線工事(配線材料の供給を含む) ワークステーションを含む各構成品と施設電気設備(EPS、UPS等)の配線・接続工事、院内ネットワーク(PACS、RIS等)との接続のための配線・接続調整(LAN配線・DICOM連携)。
- (3)機器据付け箇所における床ベース加工工事・調整作業 本体のアンカーボルトでの固定、水平調整、ガントリー開口角度の調整 等。
- (4) 試運転・動作検証

主要構成品の通電・システムを含む動作確認を行うこと。また画質確認・キャリブレーション、DICOM連携の確認等、その目的に沿った運用を想定した調整も行うこと。

なお、据付け予定の部屋はCTシミュレーター用の部屋に現在改装中であり、供与先施設が問題なく搬入・据付け可能なよう床強度・設置スペース・天井高の確保、電気・空調能力の確保、放射線遮蔽等、必要な対応を行う予定であるが、必要な設備要件を供与先施設側に明示する等、十分に調整を行うこと。

3 技師の資格

メーカー所属の放射線機器専門の技師であること。 技師は本業務において必要となる語学力(できればウクライナ語、不可で あれば英語)を有すること。

- 4 想定派遣人数、工数(案): 2名×30日、合計60人日
- 5 スケジュール(案)

以下は案であり、受注者は調達する機種と仕様に応じた適切な業務内容と工程を設定すること。

日	業 務 内 容
1	技師所属先所在地出発
2	現地到着
3 ~ 6	設置箇所・施設側設備能力の確認、開梱・検収
7~20	据付作業(必要に応じて修理、調整)
/~20	DICOM連携設定を含む
21~25	動作検証(周辺機材との連携を含む)
26~28	操作・保守指導
2 9	JICA在外事務所への報告、現地出発
3 0	技師所属先所在地到着

6 派遣手続き:

(1) 受注者の責任において、航空便手配、ビザ取得、入国のための手続き、 宿舎手配等を行う。必要に応じ、発注者は側面支援を行う。

ビザ取得:受注者が要否を確認して手配

現地受入確認:要(発注者が現地に連絡する)

- (2) 受注者は、派遣国の安全情報、感染症情報等を確認し、派遣される技師 に情報を提供するとともに、必要な措置を取る。発注者は、必要に応じ 派遣国におけるJICA安全対策措置や国別生活情報等を受注者に提供する。
- (3) 受注者は、技師・派遣期間を決定次第、発注者に所定の様式にて連絡する。記載情報の概要は次のとおり。

• 派遣技師:氏名、連絡先等

所属先:緊急時連絡先等

・派遣日程:旅程、業務スケジュール等

・宿泊先:ホテル名、電話番号等

•海外旅行保険:付保状況

- ・JICA海外渡航管理システム(トコカン):登録状況(英文版は除く)
- ・国際協力キャリア総合情報サイトPARTNERWeb安全対策研修受講状況
- ・別添資料:パスポートコピー、海外旅行保険証券コピー

7 契約に含む費用:

契約には以下の費用を含む。

- 旅費(航空賃、日本国内交通費、現地交通費、宿泊料等含む)
- 人件費
- ・ビザ等入国のために必要な経費
- ・業務に必要な工具、資機材とその運搬費用

- ・業務に必要な現地で調達する消耗品等の購入費
- その他必要な経費

8 支払:

技師派遣費用は、受注者が発注者に業務完了報告書を提出後、発注者の検査 に合格したあとに支払われるものとし、前払は不可とする。

請負契約のため、技師人数、派遣期間、旅費等が変動しても精算は行わない。

9 安全対策措置等

- (1) 受注者は、海外に派遣される技師の生命・身体等の安全優先を旨として、 自己の責任と負担において、派遣する技師の勤務上の安全に配慮すると ともに、仕向国及び技師の業務場所における治安、災害等に関する情報 を継続的に収集し、必要な安全対策を講じて、派遣する技師の安全確保 に努めなければならない。受注者は、治安状況の変化その他重要な情報 を入手した場合は、発注者に報告しなければならない。
- (2) 発注者は、受注者が派遣する技師の安全確保上重要と思われる情報を入 手した場合は、受注者に対し速やかに提供するものとする。
- (3) 受注者は、技師の身体及び財産の安全を確保するために危険地域からの 退避その他の措置(以下「安全対策措置」という。)を実施する場合は、 発注者と協議するものとする。ただし、非常の場合又は危険切迫の場合 等において、安全対策措置の速やかな実施について発注者と協議する時 間がないときは、協議を経ないで安全対策措置を実施することができる。 その場合、事後速やかに発注者に報告しなければならない。
- (4) 受注者は、派遣する技師に対し、以下の安全対策措置を講じるものとす る。
 - 1)技師について、以下の基準を満たす海外旅行保険を付保する。
 - 死亡・後遺障害 3,000万円
- (以上)
 - 治療・救援費用 5,000万円
- (以上)
 - 2) 業務を実施する国・地域への到着後、速やかに、滞在中の緊急連絡網 を作成し、発注者の在外事務所等に提出する。なお、技師が3か月以上現地 に滞在する場合は、併せて、在留届を在外公館に提出させる。
 - 3)業務を実施する国・地域への渡航前に、JICAが提供している海外渡航 管理システム(トコカン)に、技師の渡航情報を登録する。
 - 4) 現地への渡航に先立ち、発注者が発注者のウェブサイト(国際協力キ ャリア総合情報サイト PARTNER)上で提供する安全対策研修(Web 版)を派 遣する技師に受講させる。ただし、提供されている研修素材の言語を理解 できない技師については、この限りではない。
 - 5) 現地への渡航に先立ち発注者が提供する JICA 安全対策措置 (渡航措

置及び行動規範)を業務従事者に周知し、同措置の遵守を徹底する。また、発注者より、同措置の改訂の連絡があった場合は、速やかに業務従 事者に周知し、改訂後の同措置の遵守を徹底する。

- 6) 第2号及び第3号の規定は、日本国籍を持たない技師には適用しない。
- (5) 第1項の規定に拘らず、発注者は、受注者の要請があった場合又は緊急かつ特別の必要性があると認められる場合、受注者と共同で又は受注者に変わって、技師に対し安全対策措置のための指示をおこなうことができるものとする。

以上